

第6章 自殺対策の推進（自殺対策計画）

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、年間3万人超と高止まっていた自殺者数は、平成22年以降連続して減少しています。しかし、それでも毎年2万人を超える人が自殺で亡くなっており、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高い状況となっています。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があると言われており、引き続き行政や地域社会が一体となって、社会全体の自殺リスクを低下させるよう取り組んでいく必要があります。

（1）市町村自殺対策計画の策定

このような中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年4月に自殺対策基本法が改正されました。これに伴い、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。また、平成29年7月には「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

三重県では、平成30年3月に「第3次三重県自殺対策行動計画」が策定されており、本市においては、本項目を自殺対策計画として位置付け、地域福祉計画と一体的に施策を推進することとします。

（2）取組の方向性

① 国の取組

国は、「自殺総合対策大綱」において、「生きることの包括的な支援」、「関連施策ごとの有機的な連携強化」、「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」、「実践と啓発を両輪とした推進」及び「関係者による連携・協働」を基本方針とし、当面の重点施策を次のように定めています。

- 地域レベルの実践的な取組への支援を強化
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す。
- 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進
- 自殺対策に係る人材の確保・養成
- 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進
- 適切な精神保健医療福祉サービスの提供
- 社会全体の自殺リスクを低下させる。

- 自殺未遂者の再度の自殺企図防止
- 遺された人への支援の充実
- 民間団体との連携強化
- 子ども・若者の自殺対策の推進
- 勤務問題による自殺対策の推進

② 三重県の実施

県は、「第3次三重県自殺対策行動計画」（平成30年度から令和4年度）において、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、生きることの包括的な支援として、以下の6つの方針を通して自殺対策を推進するとしています。

- 対象を明確にした取組を実施します。
- 地域の実情に応じた自殺対策を推進します。
- 県民、職場、関係機関・民間団体、市町、県の役割を明確化し、連携しながら取り組みます。
- 自殺対策を担う人材を育成します。
- 大規模災害時の被災者への支援対策を推進します。
- 相談窓口及び自殺対策に関する情報を提供します。

（3）名張市の自殺対策

① 自殺の状況

本市の自殺者数は、平成25年から平成29年の5年累計で58人、自殺率は人口10万人あたり14.3（全国18.5、三重県18.1）という状況です。男女の内訳は男性が43人、女性が15人で、全国の割合と同様に、自殺者の7割が男性となっています。

直近3年間の自殺者数は、平成28年が9人、平成29年が15人、平成30年が13人とおおむね10人前後で推移しています。

② 市として取り組む施策

国や県との適切な役割分担を踏まえ、地域福祉計画と一体的に、人生における様々な困難に直面した場合でも、その人らしく生きることができ、誰も自殺に追い込まれることのない地域共生社会の実現を基本に、自殺対策の取組を進めます。

○安心して暮らせる地域づくり

地域の見守りのネットワークの充実、支え合い助け合いにより、交流やつながりのある地域福祉の推進体制を整備し、支援が必要な人が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

○つながる（断らない）相談支援の強化

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることから、どの相談支援機関も分野横断・複合的な相談であっても受け止め、関係機関と連携しながら課題解決に向けた対応を行い、必要に応じて適切な関係機関につなぐことができるよう相談支援機関の機能強化を図ります。

○自殺予防週間や自殺対策強化月間等における啓発の実施

9月10日の世界自殺予防デーにちなんで定められた9月10日から16日までの「自殺予防週間」や、例年、月別自殺者数の最も多い3月に定められた「自殺対策強化月間」等の機会を中心に、自殺予防の啓発や周知に努めます。

○自殺予防に関する研修等の実施

幅広く住民や健康づくり、介護予防・疾病予防に取り組む地域人材「まちじゅう元気リーダー」、住民に最も身近な相談窓口であるまちの保健室の職員等を対象に、自殺予防についての研修等を実施します。

○自殺予防に関する相談機関の情報の発信

一般的な生活上の悩みに24時間無料に対応する、全国のよりそいホットラインや、自殺予防に関する相談を実施している三重いのちの電話の情報を、ホームページ等を通じて広く発信します。